

西東京市個人情報保護審議会答申一覧

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
1	H14.2.15	個人情報に係る通信回線による結合について(答申)	第12条	情報推進課	公共施設予約管理システムの導入(実施)に伴い、財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団ネットワークと西東京市ネットワークを専用の通信回線により結合(接続)すること。	1 慎重に対応すること。 2 十分に市民の利便性の向上を考慮すること。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上問題ないことを個人情報保護委員会から示されている。	
2	H14.12.26	西東京市個人情報保護条例の一部改正について(答申)	第25条	総務課	第12条及び第32条の改正	第12条第3項として通信回線の遮断の規定を追加しようとしているが、この遮断を行ったときは、審議会へ報告することを義務付ける規定を加えること。	事業継続中		【措置不要】 西東京市個人情報保護条例は、R5.4.1で廃止	
3	H15.9.25	総合行政ネットワークへの参加について(答申)	第12条	総務課	総合行政ネットワークへ参加することにより、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体等の電子計算組織とを通信回線により結合を行うこと。	今後の具体的運用及び安全対策についての内容を審議会へ報告すること。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上問題ないことを個人情報保護委員会から示されている。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
4	H16.11.25	西東京市個人情報保護条例の一部改正について(答申)	第25条	総務課	第2条第2号、第3条、第13条第2項第5号、第13条の2、第20条の2、第21条の2、第26条第1項及び第3項並びに第35条の改正	1 職員への研修を行い周知徹底を図ること。 2 指定管理者に対しても、罰則規定の趣旨を周知すること。	事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制定するため問題なし	
5	H17.3.9	市長が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像(個人情報)について(答申)	第6条第8条第10条	文化振興課 危機管理課	市長が設置する防犯カメラについて、個人情報の保管等の例外、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 今後、新たに市長が設置する防犯カメラの取扱いのうち、あらかじめ審議会の意見を聴かなければいけない要件については、審議会への報告事項とすること。 2 外部提供の実績を審議会に報告すること。 3 取扱い基準を明確にすること。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
6	H17.3.9	西東京市教育委員会が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像(個人情報)について(答申)	第8条	文化振興課 危機管理課	西東京市教育委員会が行う総合体育館及びスポーツセンターに設置する施設管理用カメラで撮影された映像(個人情報)について、本人からの直接収集の例外及び本人通知の例外を認める。	1 から3まで市長部局と同じ。 4 目的外利用の実績を審議会に報告すること。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
7	H22.2.23	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	納税課	公債権及び私債権の効率的で効果的な徴収を行うために必要な滞納者の個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 地方税法第22条 守秘義務違反のないように。 2 収集・利用目的の範囲を超えて濫用しないこと。 3 市に債権回収対策担当を設置することについて、市民周知を徹底すること。 4 債権回収対策担当へ引き継ぐ案件の選定結果に不公平が生じないようにすること。 5 流出や漏えいがないように。	事業継続中		【措置不要】 新保護法における目的外利用には該当しないため、問題なし。	
8	H27.5.11	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	都市計画課	都市計画法の規定による地区計画や用途地域などの都市計画の決定手続のために必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 不要となった個人情報は速やかに廃棄すること。 2 担当職員のセキュリティに関する意識が低下し、不注意等によるミスが生じないように。	事業継続中		【措置不要】 「都市計画法第16条」及び「西東京市地区計画等の案の作成手続に関する条例第3条」を根拠とした事務のため、問題なし	
9	H27.8.18	個人情報の収集及び目的外利用について	第8条 第10条	保険年金課	国保データベースシステムの導入に伴う国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者及び介護保険被保険者に係る必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。		事業継続中		【措置不要】 「国民健康保険法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「介護保険法」を根拠とした事務のため、問題なし	
10	H27.8.18	番号法施行に伴う条例整備についての答申	第25条	総務課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護条例の新規制定及び個人情報保護条例の一部改正		事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制定するため問題なし	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
11	H27.11.13	西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置についての答申	第25条	学務課	H17.3.9付けの答申に加え、通学路への防犯カメラの設置についても、本人からの直接収集の例外を認める。	防犯カメラの保守・点検時における委託先業者の管理を徹底すること。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令（略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
12	H27.11.13	番号法施行に伴う条例整備についての答申	第25条	情報推進課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い必要となる個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定		事業継続中		【措置不要】 番号法を根拠とした事務・条例制定のため、問題なし	
13	H28.2.18	個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正についての答申	第25条	総務課	平成26年に全面改正された行政不服審査法の施行に伴う、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例の改正		事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制定するため問題なし	
14	H28.7.28	電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付についての答申	第12条	市民課	コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務を実施するに当たり、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行うこと。	コンビニ交付に関する職員の理解度の向上を図ること。	事業継続中		【措置不要】 市の電子計算組織と市以外の電子計算組織をオンライン結合することは、新保護法上、問題なし	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
15	H29.8.4	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例等の改正についての答申	第25条	総務課	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報条例の改正	1 ビッグデータの利活用は、今回の法改正において最も重要な点であることから、今回の条例改正は留保するとしても、今後、当該仕組みの導入に対する市としての姿勢を明確にすべきである。 2 非識別加工情報の提供の仕組みを市民へ周知すること。	事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制定するため問題なし	
16	H29.8.4	東京都被災者生活再建支援システムの導入についての答申	第8条 第10条	危機管理課	東京都被災者生活再建支援システムを導入し運用することに関し、必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	ID・パスワードの割振りや管理体制について、体制を整えること。	事業継続中		【措置不要】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する災証明書等の交付に使用しており、法的根拠があるので、問題なし	
17	R1.7.3	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	都市計画課	生産緑地法の規定による特定生産緑地の指定にあたり必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	「など」及び「等」のような曖昧な表現を用いず、今後は、取り扱う個人情報の範囲については、当該個人情報の具体的な特定を行い、かつ、明確化することを求める。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令（略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、生産緑地法を根拠とした事務のため、問題ないと判断する。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
18	R2.3.30	西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置についての答申	第25条	学務課	H27.11.13付けの答申において認められた防犯カメラの設置場所を拡大することを認める。		事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令（略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
19	R2.3.30	個人情報の収集についての答申	第8条	子ども家庭支援センター	総合行政ネットワークを利用した子ども育成支援総合相談システムの導入に伴い必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外及び本人通知の例外を認める。	1 個人情報の廃棄時期を適切に判断することを求める。 2 組織的に対応することで、圧力に屈しない、個人情報の漏えいを防ぐ組織体制の構築を求める。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令（略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、児童福祉法を根拠とした事務のため、問題ないと判断する。	
20	R2.7.1	電子計算組織の結合についての答申	第12条	教育指導課	西東京市立小中学校（全27校）において、主に教職員が利用する業務用アプリケーションとして統合型校務支援システムを新規導入することに伴い、市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合すること。	教職員等に対するインシデント防止策を徹底するよう求める。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上問題ないことを個人情報保護委員会から示されている。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
21	H15.2.7	個人情報の外部提供について(答申)	第10条	<p>高齢福祉課 高齢者支援課 (マル福：事業終了)</p> <p>障害福祉課 (マル障：事業継続中)</p>	<p>東京都医療費助成制度（※マル福、マル障）の高額医療費支給に伴い、西東京市が保有する個人情報を、東京都の算定委託先である東京都国民健康保険団体連合会に外部提供すること。</p> <p>※東京都医療費助成制度（マル障）は、東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）として事業継続中</p>	提供先から実施機関へ、定期的な報告を要請すること。	事業継続中	<p>マル福：老人医療費助成制度は、平成19年6月30日制度終了</p>	<p>【要検討】</p> <p>東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）は、法令の根拠がない東京都の条例の事務</p>	障害福祉課から東京都に確認中
22	H16.7.26	児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に関する個人情報の取扱いについて(答申)	第6条 第8条 第10条	教育指導課	<p>西東京市教育委員会と警視庁とが協定を締結しようとしている児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び社会的差別の原因となる事実に関する事項の個人情報の保管等を認める。</p>	<p>1 職員が常にガイドラインに基づいて職務を行っていることが確認できるように様式を整えること。</p> <p>2 運用状況を審議会へ報告すること。</p>	事業継続中		<p>【要検討】</p> <p>根拠なし（協定は締結）</p>	教育指導課から東京都に確認中

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
23	H21.8.5	災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について（第1次答申）	第8条 第10条	危機管理課	災害時要援護者登録名簿を作成するために必要な災害時要援護者に係る個人情報について、本人からの直接収集の例外及び目的外利用を認める。	1 システムの管理運用の徹底 2 職員への研修を実施すること。	事業継続中		【要検討】 根拠法令なし 事務運用について、今後検討が必要	現在は、申請書を収受するときに、外部提供する旨の本人同意を得ているとのこと。 ※目的外利用を許可する旨の答申を得ているため、危機管理課において当時の事務運用の状況を確認中
24	H22.5.27	災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について（第2次答申）	第10条	危機管理課	H21.8.5の第1次答申において見送りとなっていた、外部提供及び本人通知の例外を認める。	1 名簿情報を定期的に更新すること。 2 セキュリティの確保 3 名簿の管理に対する意識の低下を招かないようにすること。	事業継続中		【要検討】 根拠法令なし 事務運用について、今後検討が必要	H21.8.5答申に同じ
25	H26.8.4	個人情報の外部提供についての答申	第10条	危機管理課	避難行動要支援者に係る個人情報について、外部提供及び本人通知の例外を認める。	1 外部提供については、慎重に検討すること。 2 実施機関による要支援者名簿の作成及び外部提供開始後、一定の期間が経過した段階で、情報の更新等の運用状況について審議会に報告することを求める。	事業継続中		【要検討】 今後、内閣府及び消防庁から法施行後の考え方を示す旨の通知を収受しているとのこと。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
26	H27.11.13	個人情報の外部提供についての答申	第10条	高齢者支援課	行方不明認知症高齢者等に係る個人情報について、外部提供及び本人通知の例外を認める。	<p>1 外部提供をする個人情報の範囲については、今後、十分に検討すること。</p> <p>2 共有サイトの適正な利用を求める。</p> <p>3 不要となった紙文書の廃棄を確実に実施すること。</p>	事業継続中		<p>【要検討】</p> <p>※所掌事務として「認知症高齢者を保護する旨」が規定された法令等の根拠はない</p>	<p>認知症高齢者の情報を収集する根拠はない。介護保険の認定時に認知症情報等があり、その情報を利用しているだけ。</p> <p>【流れ】</p> <p>ご家族から問合せ →行方不明の認知症高齢者をサイトに登録する。</p> <p>東京都主導で実施しているとのこと。高齢者支援課から東京都に対して、今後の運用について照会中</p>
27	H28.7.28	ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置についての答申	第25条	ごみ減量推進課	市が保有するごみ収集車等の安全運行及び交通事故防止を図るため、当該車両にドライブレコーダーを設置し運用することについて	<p>1 外部提供した映像データの取扱いを具体的に定めておくこと。</p> <p>2 SDカードの管理を徹底すること。</p>	事業継続中		<p>【要検討】</p> <p>※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないか、個人情報保護委員会に照会中</p>	
28	H31.3.11	庁用車両へのドライブレコーダーの設置についての答申	第25条	総務課	市が保有する庁用車両の安全運行及び交通事故防止を図るため、当該車両にドライブレコーダーを設置し運用することについて		事業継続中		<p>【要検討】</p> <p>※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないか、個人情報保護委員会に照会中</p>	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
29	H26.6.4	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	企画政策課	平成26年度に支給が決定している、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に必要な個人情報について、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	流出や漏えいがないように。	事業終了	平成27年3月31日		
30	H27.5.28	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	平成27年度に支給が決定している、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付並びに多子世帯・ひとり親世帯生活支援金の交付に関し必要な個人情報について、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 個人情報保護の徹底を求めること。 2 不要となった個人情報は速やかに廃棄すること。 3 廃棄の実施について文書等による記録を残すこと。	事業終了	平成28年3月31日		
31	H28.6.1	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	生活福祉課	平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付事業に関し、支給に必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	個人情報保護の徹底を求める	事業終了	平成30年3月31日		
32	R15.24	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	企画政策課	消費税率の引上げに伴う低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の実施に当たり、必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 個人情報を適切に管理すること。 2 流出や漏えいがないように。	事業終了	令和2年3月31日		

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
33	R2.7.20	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都からの委託を受け、食料品等の生活必要品の提供を実施することに伴い、必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	市が東京都と本事業に係る委託契約を締結する際は、委託事業者等が保有する本事業対象者の個人情報を適切に把握し、管理・監督するよう、東京都に対して依頼することを強く求める。	事業終了	令和2年10月31日		
34	R2.7.20	個人情報の収集及び目的外利用についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に給付金を支給することに伴い必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。		事業終了	令和3年3月31日		